

令和5年 月 日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、令和4年末時点で42棟のマンションが立地しており、その内、築40年以上のマンションは5棟ですが、10年後には27棟となるため、今後高経年のマンションが急増することを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市域内におけるマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和3年度に実施したアンケート結果を踏まえ、実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 マンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、愛知県マンション管理実態調査等を踏まえ、必要に応じて施策の充実を図ります。

4 マンション管理の適正化に関する指針

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンションの管理の適正化に関する指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画に認定制度等について、窓口、広報誌、市公式ウェブサイト等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。なお、社会経済情勢の変化や「豊川市住宅マスタープラン（豊川市住生活基本計画）」の見直し等を踏まえ、必要に応じて本計画を適宜見直すものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに、県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。